

資料 10－1

基本協定書諮問案（第6章～第10章）についての
委員からの意見等及び事務局の見解等

平成22年8月19日

第10回生駒市病院事業推進委員会

基本協定書諮問案（第6章～第10章）についての委員からの意見等及び事務局の見解等

	委員からの基本協定書諮問案についての意見等	事務局の見解等
第6章		
第26条	<ul style="list-style-type: none"> 第2項の中で「生駒市病院事業使用料及び手数料条例」とあるが、これほどのような内容を想定すればよいのか。 《南委員からの質問》 	<ul style="list-style-type: none"> 地方自治法第244条の2第9項に、「利用料金は、(中略)条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。」とあり、その「条例」が「生駒市病院事業使用料及び手数料条例」を指し、当該条例に盛り込むべき内容は、利用料金に関する基本的枠組みとして、利用料金の金額の範囲、算定方法等です。
第27条	<ul style="list-style-type: none"> 手数料の具体的内容を教えていただきたい。 《梅川委員からの質問》 第3項は何を言おうとしているのか分からない。市民が理解しやすい表現にすると、どのような文言になるのか。 《南委員からの質問》 	<ul style="list-style-type: none"> 手数料には、出生証明書、死亡診断書、健康診断書などの各種証明書・診断書が該当します。なお、利用料金は、診療費、差額ベッド代、分娩料、入院療養費、駐車場使用料などが該当します。 「利用料金」は、公の施設の利用の対価であり、公の施設の使用料に相当するものであり、「手数料」は、特定の者に提供する役務に対しその費用を償うため又は報償として徴収する料金であることから、「手数料」は「利用料金」に含まれず、「手数料」の徴収につきましては、第26条第1項の範囲外となります。そのため、「手数料」の徴収につきましては、別途規定しました。
第29条	<ul style="list-style-type: none"> 次のとおり改正していただきたい。 (指定管理者供託金及び負担金) 第29条 乙は、甲に対して損害を与えた場合の費用に当てるための供託金及び、毎事業年度市立病院建設にかかった費用に充てるための負担として、指定管理者負担金（以下「負担金」という。）を甲に支払うものとする。この場合において、負担金の額その他の事項は、年度協定で定めるものとする。 2 供託金の額は、市立病院の施設等に係る減価償却費、当初3年間相当額とし、負担金は、毎事業年度の減価償却費相当額を指定管理を受けた年度から支払うものとする。 《山上委員からの意見》 	<ul style="list-style-type: none"> 平成19年11月に新病院の運営主体を募集したときの条件では、「本市が負担する病院建物の減価償却費と同等額を一定時期から指定管理者負担金として市に納付すること。」とのみ明記しており、ご提示の「供託金」のように指定管理者負担金以外の負担を事後に付加することはいわゆる「後出しジャンケン」のような形となり、これまでの合意事項に反することになり、本協定に盛り込むことは困難と考えます。 また、指定管理者負担金の納付開始年度については、病院事業計画第9章の「今後10年間における病院事業の収支の見通し」の中で、「開院3年目から毎年指定管理者負担金として市に納付」と定めておりますことから、ご提示の「指定管理を受けた年度から」という文言についても盛り込むことは困難と考えます。

<p>第7章</p>	<ul style="list-style-type: none"> 甲が協定違反をおこした場合の乙の損害賠償請求のことがもれている。 第30条の前に次の1条を加えるべきではないか。 (損害賠償請求) 第〇条 甲又は乙は、相手方が本協定に違反したことにより、損害が発生したと認められるときは、相手側に対し損害賠償請求をすることができる。 《 大澤委員からの意見 》 	<ul style="list-style-type: none"> 当該損害賠償請求については、本協定書で明文化しなくても、民法上の債務不履行や不法行為による損害賠償請求権は当然に発生するものであることから、本協定には敢えて謳っていません。この点は、甲から乙に対する損害賠償請求についても同じことが言えますが、甲は乙に対して施設等を貸すことにより損害を被る可能性が少なくないので、注意的に第30条を規定しています。
<p>第32条</p>	<ul style="list-style-type: none"> 第1項の「ただし、施設等に係る火災保険は、甲が加入し、その保険料を負担するものとする。」とあるが、医療機器を含む院内動産に係る火災保険は含まれるのか。 もし、含まれないとすれば「ただし、医療機器を含む諸設備はこの限りにあらず」と追記すべきではないか。 また、含まれるとすれば、乙の設備であるから乙の負担とすべきではないか。 《 谷口委員からの質問 》 	<ul style="list-style-type: none"> 「施設等」とは、「市立病院並びにそれに付随する設備及び附帯施設」を言い、医療機器については含まれておりません。また、「施設等」の定義については本協定第17条で規定していますことから、重ねて、本条に「ただし、医療機器を含む諸設備はこの限りにあらず」と追記する必要はないものと考えます。 医療機器等の火災保険は当然指定管理者が加入するものと考えています。
<p>第8章 第35条</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「甲又は甲が指定するものに対して適正な価格により」を「甲又は甲が指定するものに対して適正な価格又は無償で」に改めてはどうか。ただし、「適正な価格」の中に「無償」も含まれるのであれば不要。 《 谷口委員からの意見 》 	<ul style="list-style-type: none"> 第35条但書きの「適正な価格」については、指定管理者候補との協議の中で指定管理者候補からの要請により当該文言を盛り込んだものですが、本市の解釈としては、「適正な価格」の中に「無償」も含まれるものと考えます。
<p>第9章 第37条</p>	<ul style="list-style-type: none"> 第1項に次の1号を入れるべきと考える。 (1) 乙が医療関係法規（医療法・医師法・健康保険法等）に違反する行為がなされたとき。 《 梅川委員からの意見 》 第1項第4号の「指定管理者としての適正を欠く」とは具体的にはどのような行為か。 	<ul style="list-style-type: none"> 医療関係法規（医療法・医師法・健康保険法等）に係る違反行為を含めて、全ての法令に違反する行為は、第37条第1項第4号の「著しく市民の信頼を損なう行為を行うなど、指定管理者としての適正を欠く」に該当するものと考えます。但し、その事案が同号に該当するかどうかは事案の内容により個別に判断すべきものと考えます。 上記の通りです。 なお、当該指定の取消しについては、行政手続法上の不利益処分該当し

例えば、

- ① 基準看護の不正受給があり、返還命令及び行政処分を受けた場合、また、詐欺罪で地検に刑事告発された場合。
- ② 療養担当規則に違反し、診療報酬の不正請求があった場合。
- ③ 脱税行為があった場合。
- ④ 選挙活動に絡み背任罪で告発された場合。

は、指定管理者としての適正を欠くと判断されるのか。

《 大澤委員からの意見 》

第39条

- ・ 「不可抗力」関連で、「不可抗力発生時の対応」と「不可抗力による一部の業務実施の免除」の条項がもれている。 《 大澤委員からの意見 》

ますので、相手方に対して事前に聴聞という意見陳述の機会を与えなければならないことから、ご提示のような事由が発生した場合には、適正な手続を踏み、当該事実確認を十分に行い、適正に判断させていただくものです。

- ・ 「不可抗力発生時の対応」については、別表の「リスク負担区分」に掲載しておりますことから、重複を避けるため当該条項を敢えて盛り込んでおりません。
「不可抗力による一部の業務実施の免除」についてもリスク負担区分に基づき、両者の協議となりますが、当該ケースが発生した場合は、本市としては本協定に掲げられていなくても当然に乙に対する義務の免除等の配慮はさせていただくものと考えております。

第10章

第40条

- ・ 第40条を次のように改めるべきではないか。

第40条 本協定で定める事項については、基本的には改定は行わない。ただし、社会情勢又は経済情勢の著しい変化等の特別の事情があるときは、甲乙協議により協定の改定をすることができることとする。

《 大澤委員からの意見 》

- ・ 本協定より上位計画である「病院事業計画」については、生駒市病院事業の設置等に関する条例第4条第3項で、「少なくとも3年ごとに見直さなければならない」と規定されており、当該計画に基づく本協定について「基本的に改定は行わない」と明記することは、双方に矛盾・齟齬が生じる可能性があります。